

宣旨と綸旨

東アジア比較古文書学の視点から

川尻秋生

Senji and Rinji: Perspectives on East Asian Comparative Paleography

KAWAJIRI Akio

はじめに

① 宣旨

② 綸旨

おわりに

【論文要旨】

本稿では、宣旨および綸旨について、日唐の比較を行った。筆者は、東アジア古文書学の必要性を感じ、日本の公式令に規定されない様式の文書について検討を加えてきたが、本稿はその一貫である。宣旨は中国に起源を持ち、天皇の口頭に用いる語として大宝令に規定されたが、天皇固有という意味合いは次第に薄れ、口頭との関係のみが残された。

また、奉勅上宣太政官符は、唐の政事堂（中書門下）での合議結果を、宰相が皇帝

に上奏した奏状の文言を模倣したもので、藤原仲麻呂の唐風化政策のなかで成立したのではないかと見た。一方、綸旨も、中国では皇帝の命という意味の普通名詞であったが、それが入唐僧や仏教関係の文書を通して日本へもたらされた。当初は、天皇の命という意味ではなかったが、後にその機能は変化し、天皇の命を藏人が奉書に記すという機能が追加され、中世的綸旨に転成していったと考えた。

【キーワード】 宣旨、奉勅上宣太政官符、綸旨、東アジア比較古文書学、日唐比較